

○国土交通省告示第百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十六日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道7号改築工事（万代橋下流橋・新潟県新潟市東堀前通十番町地内から同市秣川岸通二丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 新潟県新潟市東堀前通十番町、東堀前通九番町、本町通十番町、本町通九番町、上大川前通十番町、上大川前通九番町、住吉町、西厩島町、南毘沙門町、並木町、東厩島町及び秣川岸通二丁目地内
- 2 使用の部分 新潟県新潟市東堀前通十番町、東堀前通九番町、本町通十番町、本町通九番町、上大川前通十番町、上大川前通九番町、住吉町、西厩島町、北多門町、南毘沙門町、並木町、東厩島町及び秣川岸通二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県新潟市西堀前通十番町地内から同市万代島地内までの延長約1,500mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一般国道7号改築工事（万代橋下流橋）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道7号（以下「本路線」という。）は、新潟県新潟市を起点とし、山形県酒田市、秋田県秋田市等を経て青森県青森市に至る延長533.2kmの主要幹線道路である。

本路線のうち、新潟県新潟市西堀前通七番町地内から同市万代二丁目地内までの区間（以下「現道」という。）は、4車線から6車線を擁するものの、新潟市の市街地を通過していることから自動車交通量が多く、交通渋滞が発生している。さらに、直進車両の通行を妨げ交通流が一層阻害されることを防ぐために、現道内の交差点においては、昭和40年から本路線からの右折禁止規制を実施しているが、これにより自動車交通の迂回が発生し、特に新潟市の2大商業地区である古町地区と万代地区へのアクセスが著しく低下しており、交通規制の早急な見直しが求められている。

ちなみに、現道の自動車交通量は、平成17年4月に起業者が行った調査によると、新潟市川端町六丁目地点において30,400台／12h、同市上大川前通七番町地点において28,500台／12h、混雑度はいずれも1.26となっている。

本件事業の完成により、交通が分散し現道の交通渋滞が緩和され、また、現道の交通渋滞が緩和されることで現道の右折禁止解除の見直しが可能となり、現道から中心市街地へのアクセスが改善され、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年5月に環境影響評価を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護すべき特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和及び交通規制等の改善を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級及び第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の事業計画は、昭和42年10月12日付けで都市計画決定、平成4年9月11日付けで変更決定されており、事業計画の基本的内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道において交通渋滞が発生しており、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、新潟市等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 新潟県新潟市役所